

あなたがお持ちの住宅

「空家」になっていませんか？

草木の繁茂



防犯上の心配



思い出のある「家」大切にしていますか？

「空家」を放置すると大変なことに…

不法投棄  
動物・虫



保安上の危険



空家になったら適切に管理することが重要です。  
出来るだけ『早めに』対応しましょう。

# 適正管理のお願い

## 空家の管理は所有者等の責務です！

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家の適正な管理は所有者等の責務とされています。

空家であることは、単にそれだけでは問題になりません。空家が問題になるのは、所有者や管理者などによる適正な管理がなされず、放置されて管理不全な状態になった場合です。

空家を適正に管理せずに放置したままだと建物の改修や修繕、雑草の除去など多額の費用がかかります。また、管理不全が原因となって近隣の家屋や住民等に被害を与えた場合、空家所有者等は民法第717条による損害賠償を問われることがあります。

さらに放置したままで下記の基準に抵触するような状態になると「**特定空家等**」に認定される可能性があります。

特定空家等の基準	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
----------	---

# 空家管理のポイント

## 定期的に管理しよう

建物等の状態を維持するため、定期的な管理や修繕を行うことが重要です。

また大雨や台風、大きな地震などのあとは必ず点検しましょう。

## 相続登記を忘れずに

相続が発生したら、登記手続きを早めに行いましょう。また、あらかじめご家族間で家の今後のことについて話し合っておくことも重要です。

## ご近所との連携

ご近所や行政区の代表者などへ連絡先を伝えておき、何か問題が発生した場合に、所有者等と連絡が取れることは速やかな対応に繋がります。

# 空家に関する相談

牛久市では、空家全般に関する相談窓口を空家対策課内に設置しています。

空家等の管理や利活用でお困りの所有者等の方、管理不全な状態の空家を発見した方

**まずは「空家対策課」にご相談ください！**

☎ 029-873-2111 (代) FAX 029-872-2955

E-MAIL akiya@city.ushiku.ibaraki.jp

空家バンク HP <http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page006232.html>